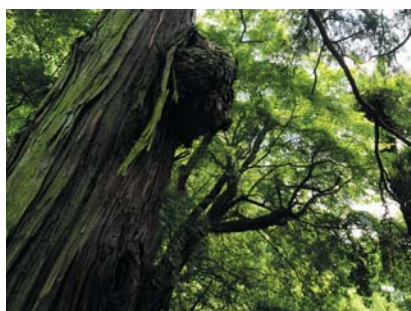


中井町緑の基本計画 (概要版)

～ ^み美・^{りよく}緑ある緑とふれあい 交流を育むまち ～



平成 2 3 年 3 月

中 井 町

1 計画の概要



1. 緑の基本計画とは

- ◆ 都市緑地法第4条に基づき、緑の保全や公園整備、市街地の緑化など、町の緑全般のあるべき姿と実現に向けた様々な取り組みを示す計画で、住民や事業者と行政が一体となって緑地の保全及び緑化を計画的かつ効果的に推進していくための指針となるものです。

2. 緑の基本計画の目的

- ◆ 緑の将来像を明らかにし、町民や事業者と行政が一体となって実現していきます。
- ◆ 里山や社寺林など、本町の資産ともいえる良好な緑を明らかにし、保全・活用などの様々な取り組みを実施することで、良好な緑を後世に引き継いでいきます。
- ◆ 公園・緑地の計画的な配置と、利用促進に向けた機能の充実・拡充を図るための方針を示します。
- ◆ 重点的に緑化の推進を図るべき地区を定め、今後の緑のまちづくりのモデルとして、公園・緑地などの整備や市街地内の緑化を重点的に進めます。

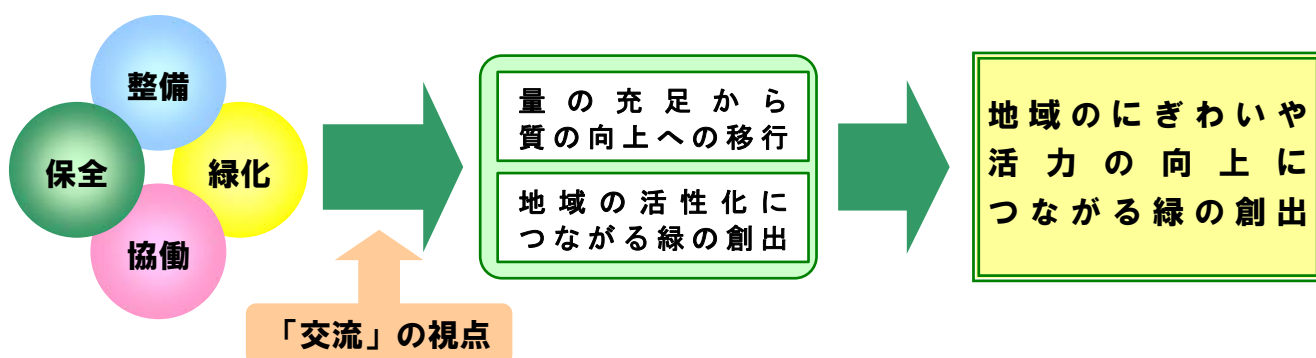
3. 計画の目標年次と計画対象区域

計画の目標年次：平成42年（2030年）

計画対象区域：都市計画区域（＝行政区域全域）

4. 計画の改定の方

- ◆ 平成10年3月に町の成長を前提とした拡大発展型の施策を主とする中井町緑の基本計画（前計画）を策定し、平成27年を目標に緑のまちづくりを進めてきましたが、その後の社会経済情勢の変化を受け、本町では、拡大発展型から安定成熟型の都市づくりへと転換しています。
- ◆ これを踏まえ、本計画では、前計画の基本的な考え方である「保全」「整備」「緑化」「協働」を踏襲しつつ、安定成熟型の都市づくりを緑の側面から支えるため「量の充足から質の向上」へと移行し、恵まれた魅力ある緑を次世代に引き継いでいく必要があります。
- ◆ 本町の恵まれた魅力ある緑を活用し、「地域の活性化へとつながる緑の創出」を位置づけ、これを具体化するため、4つの基本的な考え方に「交流」の視点を取り込むことで、地域のにぎわいや活力の向上につながる緑の創出を目指します。



2 緑の保全及び緑化の目標



1. 緑の将来像

本計画は、丘陵地や台地に広がる樹林地や果樹園、河川など本町の緑と水辺を守るとともに、地域資源を活かした魅力的な公園の整備や市街地の緑化、里地里山景観の保全などにより、本町の美しい緑が後世に引き継がれ、緑とのふれあい空間として活用していくことで、にぎわいや活力ある緑豊かなまちを目指すものです。

み りよく
美・緑 ある緑とふれあい 交流を育むまち

※「美・緑」とは、「緑豊かな美しい自然」「人々を惹きつける魅力的な緑」「まちの魅力を高める緑」など、本町の特色ある緑を表したものです。

2. 計画の基本方針

緑の将来像の実現に向けて、緑の「保全」「整備」「緑化」「協働」に関する4つの基本方針を設定し、地域や町内外の人々の「交流」を育む緑のまちづくりを進めます。

基本方針1 【保全】 後世に引き継ぐべき魅力ある緑を守り、活用する

樹林地や農地、水辺などによる美しい里地里山を、後世に引き継ぐべき魅力ある資源として保全・活用し、町内のみならず町外からも人々が集まるまちづくりを推進します。

基本方針2 【整備】 暮らしに安らぎと安心をもたらし、交流を育む緑を整備する

恵まれた自然環境を活かした公園や身近な公園の整備とともに、公園における防災機能の強化や施設の機能充実、これらをネットワークする散策路などの整備により、暮らしに安らぎと安心をもたらし、交流を育む緑を整備します。

基本方針3 【緑化】 市街地の緑を増やし、花と緑があふれるまちにする

町民や事業者と行政が協力して市街地の緑を増やし、適切に維持管理していくことで、花と緑があふれるまちにします。

基本方針4 【協働】 緑への理解を深め、協働で緑のまちづくりを進める

緑に関する普及・啓発活動や情報発信により、緑に対する町民や事業者の理解を深め、町民や事業者と行政が主体的に「できること・すべきこと」を役割分担し、協働で緑のまちづくりを進めます。

3. 計画のフレーム

計画のフレームとなる、計画対象区域、将来人口、将来の市街地規模を次のように設定します。

目標年次	計画対象区域	将来人口	将来の市街地規模
平成42年 (2030年)	2,002ha (中井町全域)	12,000人	287ha (将来市街化区域)

4. 計画の目標水準

(1) 緑地の確保目標水準

今ある緑地を保全しつつ、市街地整備事業などにあわせた公園・緑地の整備や緑を保全するための法規制区域の指定などにより、今以上に緑地を確保することを目標とします。

区 分 \ 年 次		平成21年 (現況値)	平成42年 (概ね20年後)
市街化区域	緑地面積	25.93ha	約46ha
	割合	11.5%	約16%
都市計画区域	緑地面積	1,177.23ha	約1,192ha
	割合	58.8%	約60%

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の整備は、「量の充実」はもちろんのこと「質の確保」に考え方を転換し、既存施設の有効活用や誘致距離を考慮した公園の配置、市街地整備事業にあわせた公園整備を進め、住民一人当たりの目標水準を確保します。

区 分 \ 年 次		平成21年 (現況値)	平成42年 (概ね20年後)
都市計画区域 住民一人当たりの目標水準	都市公園	16.9㎡/人	約30㎡/人以上
	都市公園等	33.0㎡/人	約46㎡/人以上

※「都市公園」とは、都市公園法に基づく公園として告示している公園。

※「都市公園等」とは、都市公園を含む全ての公園。

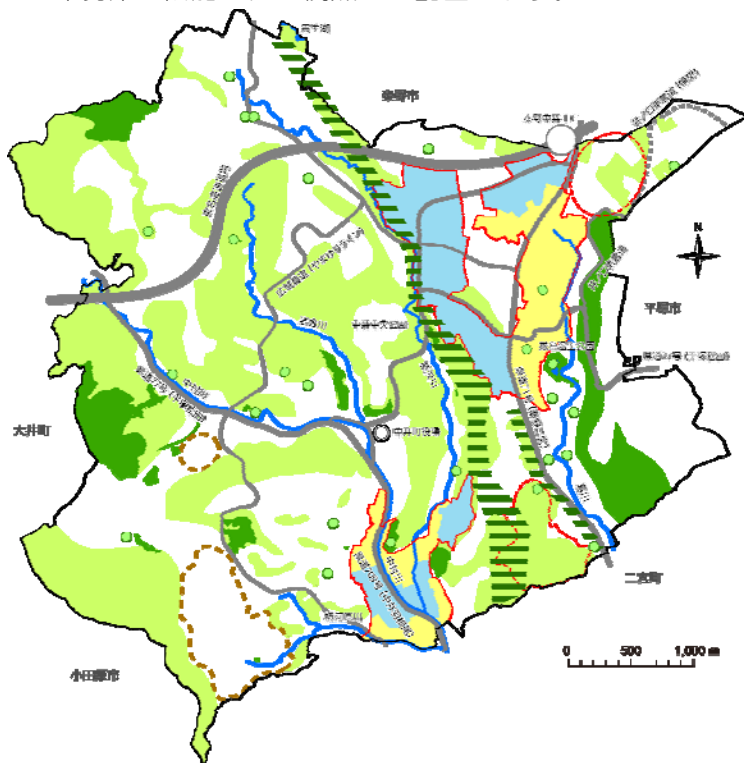
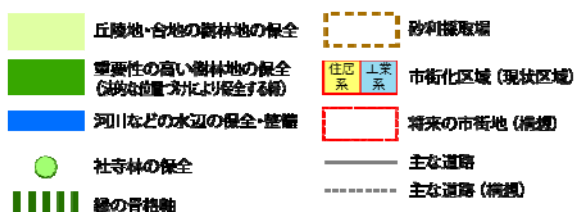
3 緑の配置計画



1. 環境保全機能を担う緑の配置計画

環境負荷の軽減や水源のかん養など、緑がもつ環境保全機能を次の視点から配置します。

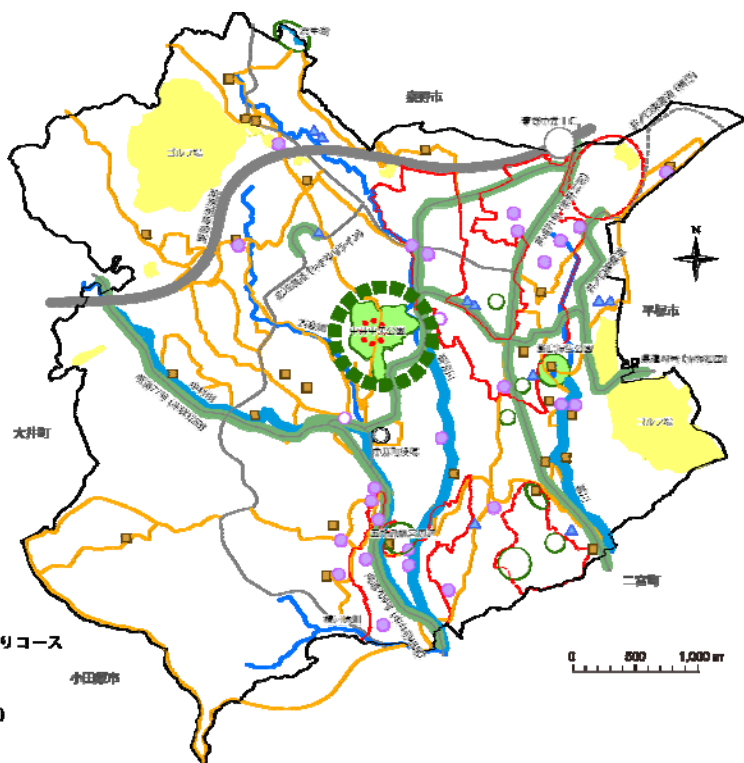
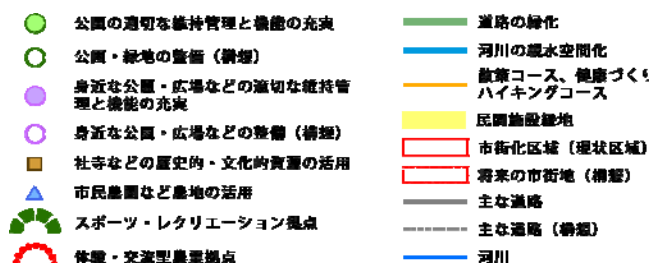
- ① 骨格軸を形成する緑であること
- ② 水源かん養機能が強い緑であること
- ③ 都市の環境負荷を軽減する緑であること
- ④ 快適な市街地環境を提供する緑であること
- ⑤ 多様な生物、特に貴重な生物が生息する緑であること



2. レクリエーション機能を担う緑の配置計画

緑がもつレクリエーション機能が効果的に発揮され、町民と町外の人々との交流が生み出されるように、次の視点から緑を配置します。

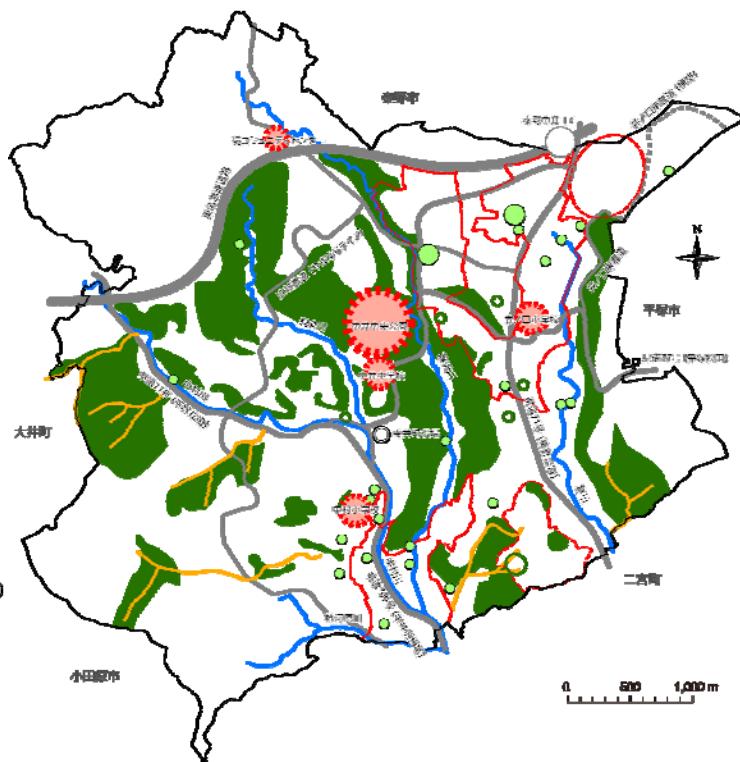
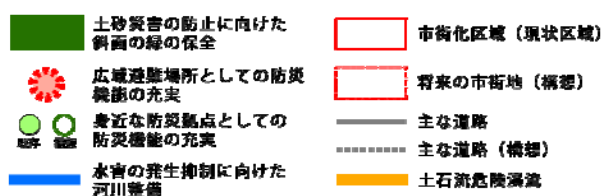
- ① 様々なレクリエーション活動に対応でき、町内外から広く利用が見込まれる、広域的な交流を生み出す緑であること
- ② 日常的なレクリエーションの場として、地域の交流を生み出し、心身の健康増進に活かせる緑であること
- ③ 地域資源と一体となった特色ある緑であること
- ④ 自然とのふれあいの場となる緑であること
- ⑤ レクリエーション機能をネットワークする緑であること



3. 防災機能を担う緑の配置計画

緑がもつ防災機能が効果的に発揮され、町民が安心・安全な生活を営むことができるように、次の視点から緑を配置します。

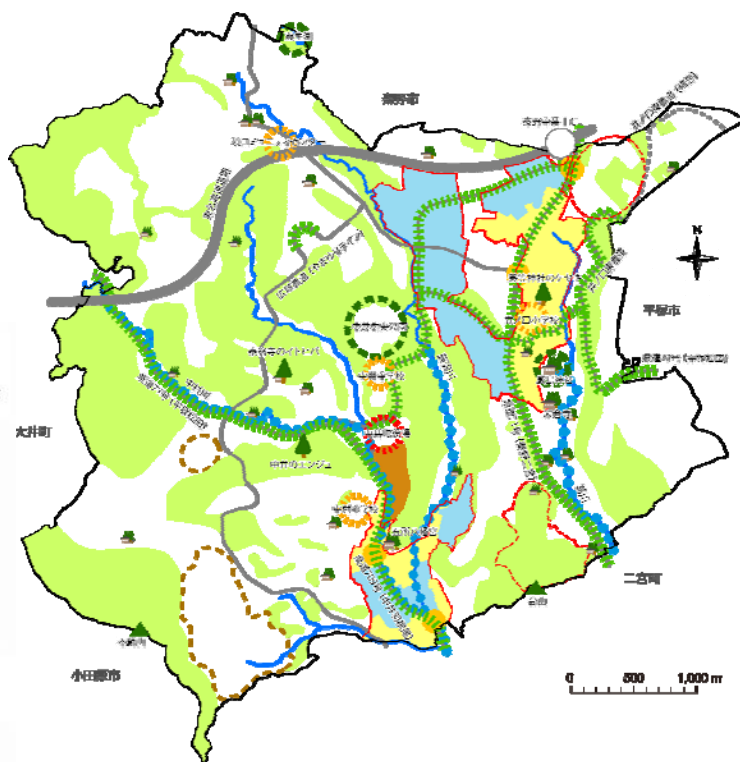
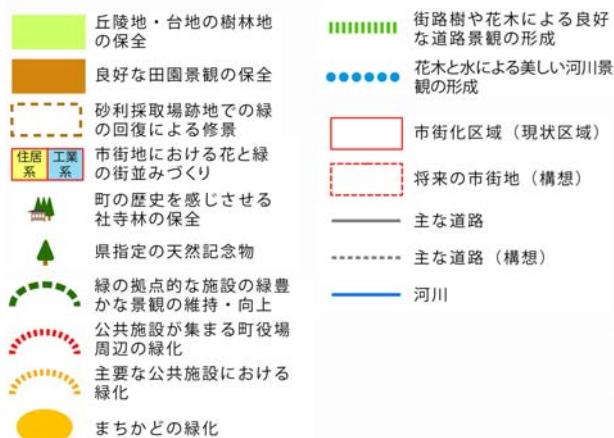
- ① 土砂災害の発生及び被害の拡大の抑制に寄与する緑であること
- ② 水害の発生抑制に寄与する緑であること
- ③ 災害時の避難、救護、復旧活動の安全性を高める緑であること



4. 景観機能を担う緑の配置計画

緑豊かな都市を印象づける特徴的な景観は、本町の魅力の一つであることから、構成要素となる緑について、次の視点から配置します。

- ① 郷土の原風景を感じる緑であること
- ② 本町の魅力を高める緑であること
- ③ 市街地の景観を向上させる緑であること
- ④ 歴史・文化を感じる緑であること



4 実現のための施策の方針



本計画の将来像の実現に向けて、緑地の保全及び緑化推進のための施策を4つの基本方針ごとに示します。

< 基本方針 >

< 施策の方向 >

< 施策 >

基本方針 1

後世に引き継ぐべき魅力ある緑を守り、活用する
(保全)

① 樹林地の保全・再生

- 緑の骨格をなす重要な樹林地の保全
- 自然災害の防止に向けた樹林地の保全
- 里地里山の保全と再生
- 地下水をかん養する樹林地の保全
- 地域の歴史的な景観を象徴する緑の保全

② 農地の保全・活用

- 農地の保全・活用

③ 水辺の保全

- 水辺の保全

④ 生物生息空間の保全

- 生物生息空間の保全

基本方針 2

暮らしに安らぎと安心をもたらし、交流を育む緑を整備する
(整備)

① 公園・緑地の整備

- 身近な公園の整備
- 地域の特色を活かした公園・緑地の整備
- 市街地整備に伴う公園・緑地の整備

② 公園・緑地の機能の充実

- 計画的な機能の更新・充実
- 防災機能の充実

③ 緑と水のネットワークの形成

- 散策路の充実
- 道路の緑化
- 河川の親水化

基本方針 3

市街地の緑を増やし、花と緑があふれるまちにする
(緑化)

① 公共施設の緑化

- 公共施設の緑化

② 市街地の緑化

- 開発に伴う緑の確保
- 市街地の緑化
- まちかどの緑化

③ 砂利採取場跡地の緑化

- 砂利採取場跡地の緑の回復

基本方針 4

緑への理解を深め、協働で緑のまちづくりを進める
(協働)

① 緑の普及・啓発、協力体制の構築

- 環境教育の推進
- 緑に関する情報発信
- 協働による緑のまちづくり

② 協働による緑のリサイクル

- 剪定枝のチップ化

5 緑化重点地区の設定と緑化の方針



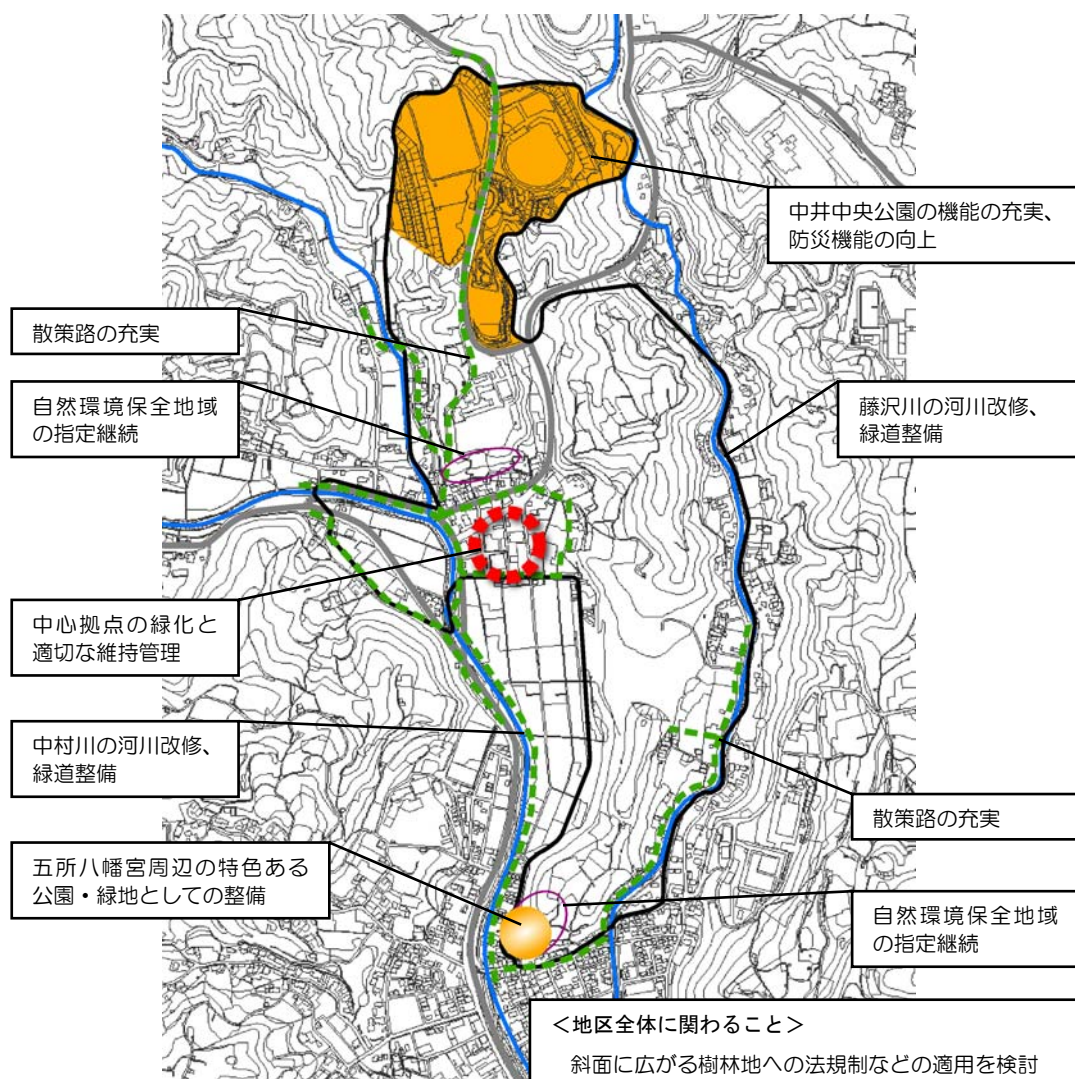
緑化重点地区は、本計画が目指す緑の将来像の実現に向けて、公園・緑地などの整備や市街地内の緑化を特に重点的に進める地区です。

本計画では、町役場周辺及び中井中央公園周辺を緑化重点地区に設定します。

(1) 地区の目標

複合的な都市機能と緑が調和した、中心拠点にふさわしい地区の形成を図る

(2) 地区緑化の方針



中井町緑の基本計画（概要版）

平成23年（2011年）3月

中井町 まち整備課

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56番地

TEL：0465-81-1111（代表） FAX：0465-81-4676